

令和元年度 第1回明石市文化財審議会 会議要旨

日 時	令和元年8月16日（金）午後1時～2時30分
場 所	市立文化博物館2階大会議室
出席者	明石市文化財審議会 委員 5名（うち会長1名、副会長1名） 事務局 4名（明石市文化・スポーツ室） 傍聴者 2名
配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度第1回文化財保護審議会次第 ・ 明石市文化財保存活用地域計画の作成について ・ 指定文化財の保存修理計画について ・ 令和元年度埋蔵文化財発掘調査の状況について ・ 指定候補の文化財について

1. 開 会

2 委嘱状交付

3 会長・副会長の互選について

4. 議 事

(1) 明石市文化財保存活用地域計画の作成について・・・資料P1～4

事務局より、明石市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成について資料のとおり説明した。

<主な意見等>

- ・ 文化財保存活用協議会（以下「協議会」という。）が地域計画作成の協議等のため設置されるということであるが、地域計画作成における文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の位置付けはどうなっているのか。3ページのスケジュールには審議会のことが記載されていない。

⇒文化財保護法上、審議会は、協議会とともに、地域計画を作成するときは意見を聴くことになっている。協議会は地域計画作成のためだけに会議を開催するが、審議会はそうでないので、スケジュールに記載しにくかった。今後は審議会の位置付けを明記する。（事務局）

- ・ 悉皆調査については、どのレベルまでを文化財とするかが明確ではなく、スケジュールどおりに調査することは、物理的に不可能である。どのように行っていくのか。

⇒地域計画には、指定文化財だけでなく未指定の文化財についてもその保存活用を記載していこうとすることから、悉皆調査を行おうとするのであるが、これまでも未指定の文化財について調査してきているので、これを埋める形で悉皆調査をしていきたい。（事務局）

- ・ 地域計画に記載したことは市が責任もって予算をつけるのか。

⇒地域計画の作成には補助率100%の補助金が出て、地域計画に基づく保存活用

事業にも補助金が出る。言い換えれば、地域計画を作成しなければ補助金が出ないわけで、地域計画を作成することによって、今後の文化財保護行政を継続的に実施していくことができると考えている。（事務局）

- ・短期的には補助金が出て実施していけるが、長期的には補助金が出なくなることもありうるので、そういうことも考えて継続できるシステムを考えてもらいたい。
- ・文化財保護行政を長期的に継続していく体制も構築することが必要である。

(2) 指定文化財の保存修理計画について・・・資料 P.5～9

事務局より、指定文化財の保存修理計画について資料のとおり説明した。

<主な意見等>

- ・指定文化財の保存修理計画をされている修理費はいくらくらいで、予算はどうなっているのか。

⇒来年の予算要求で、反映させていく。（事務局）

- ・県指定高家寺の防災設備の誤作動の主な原因は老朽化か。

⇒確かに、老朽化しているのが一番の大きな問題ではないかと思っている。

（事務局）

- ・誤作動が出てきているという事であるが、防災設備を設置してから何年くらい経っているか。

⇒震災（1995年1月17日の兵庫県南部大地震）後に設置されて以降のものだと思う。（事務局）

- ・20年も経っているのであれば、器械がダウンするはずだ。

[審議結果]

- ・太寺廃寺塔跡の修繕及び高家寺本堂の防災設備の修繕、住吉神社楼門屋根瓦の修理の件については、実施していくということとなった。

(3) 令和元年度埋蔵文化財発掘調査の状況について・・・資料 P.10～20

事務局より、令和元年度埋蔵文化財発掘調査の状況について資料のとおり説明した。

<主な意見等>

- ・大蔵院の発掘調査で検出された大溝とは、どのような役割を持つ遺構なのか。
⇒通常排水の溝であれば、高い方から低い方へ流すが、今回の大溝は断面形が逆三角形となり、肩に杭等が打たれていることや、この寺が中世には陣屋としていたという伝承もあり、防御的な掘であったと考えられる。（事務局）

- ・4、6、7番の魚住古窯跡群では、窯跡はやはりまだまだ残存しているのか。
⇒今回の発掘調査では、窯本体には当たってはいないが、須恵器や鉢等が多数見つかったので、窯跡は今回の調査地近辺にある可能性は大きい。（事務局）

- ・この3つの調査(第9次、第10次、第11次調査)で、窯跡から瓦は出てはいないのか。

⇒今回の調査では、瓦は見つかっていない。（事務局）

- ・やはり全体から見ると、明石川西域に窯跡が密集して存在していたようである。近世や近代の瓦が、出てくるというのとも関連がある。

- ・中国製の青磁が出てきているが、その割合は多いか。

⇒明石城下宿場町跡大蔵本町地点からも、西脇宮ノ西遺跡からも青磁が出土している。通常一般の集落でも青磁は出るが、それと比べると量的には多い。

(事務局)

- ・それは、禅宗寺院と関係しているか。
⇒そこまでは、分からない。(事務局)
- ・中巖円月は、有名な僧である。また、この寺は赤松とも関係している。

(4) 指定候補の文化財について・・・資料 P.21～27

<主な意見等>

- ・横河家文書 2,000 点の中から、今指定を考えているのは 5 点ということではないのか。

⇒そうである。(事務局)

- ・柿本神社には、他にも同様の資料は残っているのか。

⇒これだけである。(事務局)

- ・冷泉為理は、冷泉家の 20 代目の最後の公家であったという人物で、明治まで活躍された方である。江戸時代までは公家で、明治からは伯爵になっている。

- ・(藤原)定家様の字体はいつからあったのか。

・7 代目の為和の時から、冷泉の家は定家様というので書く。独特の書き方である。

- ・秀吉公文書は、後の時代にできたものか。歴史的には、裏をとっていないのか。紙質から、分かることはないのか。

⇒後の時代にできたものか、紙質から判断することについては専門家の意見を伺うことにしたい。(事務局)

- ・普段見られている花押とは、少し違うようだ。

- ・天正九年というものは、異筆かもしれない。

- ・この秀吉の書状については、専門家の方にみてもらうという事にしたいと思う。他の 2 点については認めるという事でよいか。

[審議結果]

- ・柿本神社所蔵の「羽柴秀吉社領免状」について、専門家にみて頂いたうえ、改めて審議することとなった。同所蔵の「冷泉為理柿本社奉納和歌」及び横河家文書「徳川家康感状」、「池田忠雄感状」、「良正院感状」、「大坂冬の陣で使われた槍先」、「戦場日記抜書」については、指定するに問題ないとの見解が出された。

5 その他

特になし。